

令和2年4月13日

保護者の皆様へ

東広島市立中央中学校長

小学校・中学校における教育活動の再開にかかわる出欠席の扱いについて

このことについて、令和2年4月10日付けで東広島市教育委員会より、次のとおり通知がありましたのでお知らせします。

小学校・中学校における教育活動の再開にかかわる出欠席の扱い

令和2年4月10日付け

- 1 37.5度以上の発熱等の風邪の症状（咳，鼻汁，咽頭痛，頭痛等）が1つでもみられる生徒については，自宅での休養とします。
- 2 家庭では，登校前に「健康観察カード」へ記録し，学校へ持参する。なお，家庭で確認された風邪の症状が風邪以外による症状である場合は，備考欄にその旨を記載し，登校してもよい。
- 3 登校前に確認できなかった生徒等については，学校での検温及び体調不良等の確認をする。その際，症状が見られた場合は，生徒は帰宅させる。
- 4 生徒等の欠席について，発熱等の風邪の症状がある場合は，出席停止の扱いとする。
- 5 医療的ケアを必要とする児童生徒等や，基礎疾患のある児童生徒等の中には，重症化のリスクが高い者もいることから，主治医や学校医等に相談の上，個別に登校の判断をし，登校すべきでない判断された場合については，出席停止の扱いとする。
- 6 保護者から新型コロナウイルス感染症の流行に対して，その予防上，学校を休ませたいと相談された場合，まずは，保護者から欠席させたい事情をよく聴取し，学校で講じる感染症の対策について十分説明する。その上で，保護者が生徒等を出席させなかった場合は，出席停止の扱いとすることができる。（遡って4月8日からの適用とする。）

その他ご心配なことがありましたら，連絡をしてください。

生徒の体調の変化により，早退させることもありますので，必ず連絡が取れるよう留意してください。